

交通安全計画

平成23年度～平成27年度（第9次）

北海道士幌町

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、士幌町は8次にわたる交通安全計画を作成し、昭和46年度以降、国・道・士幌町及び関係機関・団体等が連携した各般にわたる安全対策や啓蒙運動を積極的に展開してきた結果、交通戦争と呼ばれた昭和46年以降大きく死者数を減少させてきている。

士幌町内においては、悲惨な交通死亡事故の発生が起きており、全町民挙げて事故防止・抑止に取り組みを行っているが、交通輸送形態が大量・高速化等で複雑化し、更に重大な事故発生の恐れが日常化している。

交通事故の防止は、関係機関、団体等だけでなく、町民一人ひとりがしっかり連携し、安全意識の高揚と行動の実践を全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題である。

人命尊重の理念の下に、交通事故のない安全で安心な社会を目指し、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策を定め、これに基づく諸施策を積極的に推進していくことが、最も身近で重要な課題である。

このような観点から、この士幌町交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条の規定に基づき、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

本計画に基づき、関係機関・団体等の連携及び町民の理解と積極的な協力を得ながら交通安全運動を推進し、安全で安心な社会の実現を目指すものとする。

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 計画の基本理念 | 1 |
| 1 交通事故のない社会を目指して | 1 |
| 2 人優先の交通安全思想 | 1 |
| 3 施策推進に当たっての基本的な考え方 | 1 |
| 第1部 通年にかかわる陸上交通の安全 | 3 |
| 第1章 道路交通の安全 | 3 |
| 第1節 道路交通の安全についての目標 | 4 |
| Ⅰ 道路交通事故の現状と今後の見通し | 4 |
| (1) 道路交通を取り巻く状況 | 4 |
| (2) 交通事故の現状 | 4 |
| (3) 道路交通事故の見通し | 4 |
| Ⅱ 土幌町交通安全計画における目標 | 4 |
| 第2節 道路交通の安全についての対策 | 5 |
| Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点 | 5 |
| (1) 高齢者及び子どもの安全確保への対応 | 5 |
| (2) 歩行者及び自転車の安全確保 | 5 |
| (3) 町民自らの意識の醸成 | 6 |
| Ⅱ 講じようとする施策 | 6 |
| 1 道路交通環境の整備 | 6 |
| (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備 | 6 |
| (2) 道路ネットワーク整備と規格の高い道路の利用促進 | 7 |
| (3) 改築による道路交通環境の整備 | 7 |
| (4) 交通安全施設等整備事業の推進 | 8 |
| (5) 効果的な交通規制の推進 | 8 |
| (6) 総合的な駐車場対策の推進 | 9 |
| (7) 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備 | 9 |
| (8) 事故対策の推進 | 9 |
| (9) 災害に備えた道路交通環境の整備 | 10 |
| 2 交通安全思想の普及徹底 | 10 |
| (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | 10 |
| (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 | 12 |
| (3) 交通安全に関する民間団体の主体的活動の推進 | 14 |
| (4) 住民の参加・協働の推進 | 14 |
| 3 安全運転の確保 | 14 |

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| | (1) 高齢運転者対策の充実 | 14 |
| | (2) 事業用自動車にかかわる安全運転管理の推進 | 14 |
| 4 | 車両の安全性の確保 | 15 |
| | (1) 自動車検査の充実 | 15 |
| | (2) 点検整備の充実 | 15 |
| 5 | 道路交通秩序の維持 | 15 |
| | (1) 交通の指導取り締まりの強化等 | 15 |
| | (2) 暴走族対策の強化 | 15 |
| 6 | 救助・救急活動の充実 | 16 |
| | (1) 救助・救急体制の整備 | 16 |
| | (2) 救助体制の整備拡充 | 16 |
| | (3) 集団救急事故体制の整備 | 16 |
| | (4) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 | 16 |
| | (5) 救助・救急施設の整備の推進 | 16 |
| | (6) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 | 17 |
| | (7) 救急関係機関の協力関係の確保等 | 17 |
| 7 | 損害賠償の適正化と被害者支援の充実 | 17 |
| | (1) 自動車損害賠償保障制度の充実 | 17 |
| | (2) 交通事故被害者支援の充実 | 17 |
| 第2部 | 冬季にかかわる陸上交通の安全 | 18 |
| I | 冬道の道路交通環境の整備 | 18 |
| | 1 安全安心な歩行空間の整備 | 18 |
| | 2 効果的で重点的な事故対策の推進 | 18 |
| | 3 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 | 18 |
| II | 交通安全思想の普及徹底 | 19 |
| III | 安全運転の確保 | 19 |